

従業員等のサービスに関する規則

(2018年 7月30日 制定)

(目的)

第1条 本規則は、会員が行う仮想通貨の売買等その他利用者保護を図る必要のある仮想通貨関連取引に関する業務（以下「業務」という。）に従事する役員又は従業員（以下「従業員等」という。）のサービスの基準を定めるとともに、従業員等に対する会員の監督責任を明らかにし、投資者の保護と業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(法令、規則等の遵守)

第2条 会員は、その従業員等が業務に従事するに当たっては、法その他の関係法令及び協会の規則を遵守し、公正かつ適確な業務の遂行に努めさせるものとする。

(禁止される勧誘行為等)

第3条 会員は、協会が別に定める規則に従い、その従業員等が次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。

- (1) 勧誘及び広告等に関する規則第3条に定める基準に反して取引を勧誘する行為
- (2) 利用者情報等により知り得た資金の額その他の事項に照らし、過大な数量の仮想通貨関連取引の勧誘を行う行為
- (3) 勧誘及び広告等に関する規則第4条から第11条に規定する禁止行為
- (4) 会員の許可なく広告（SNS等を通じて広告に該当する恐れのある発言又は情報発信を行う行為を含む。）及び景品類の提供を行う行為
- (5) 勧誘及び広告等に関する規則第19条第3項及び第4項に規定する禁止行為
- (6) 利用者の管理及び説明に関する規則第2条第1項に定める基準に反して取引を受注する行為
- (7) 利用者の管理及び説明に関する規則第2条第3項から6項の規定に反する取引を受注する行為
- (8) 利用者の管理及び説明に関する規則第3条に定める取引限度額又は保有限度額を超える取引を受注する行為
- (9) 利用者が反社会的勢力であることを知りながら取引を勧誘し又は受注する行為
- (10) 受注管理体制の整備に関する規則第18条から第23条に規定する禁止行為
- (11) 利用者による仮想通貨関連取引について、自己若しくはその親族その他自己と特別の関係のある者の名義又は住所を使用させ

る行為

- (12) 利用者が本人以外の名義を使用していることを知りながら当該利用者から、仮想通貨関連取引を受注する行為
- (13) 自己の仮想通貨の売買等その他の仮想通貨関連取引について利用者の名義又は住所を使用する行為
- (14) 会員から利用者に交付するために預託された業務に関する書類を、特別な理由がないにもかかわらず、遅滞なく、当該利用者へ引き渡さない行為
- (15) 利用者に対し、自ら信用の供与を行う行為
- (16) 仮想通貨の売買等その他の仮想通貨関連取引に関して、利用者と金銭又は仮想通貨の貸借（利用者の債務の立替えを含む。）を行う行為
- (17) 利用者と損益を共にすることを約束して仮想通貨関連取引を勧誘し、又はこれを実行する行為
- (18) 不適正取引の防止のための取引審査体制の整備に関する規則第8条に定める不適正取引に該当するおそれがあることを知りながら、利用者を勧誘し又は受注する行為
- (19) 仮想通貨関係情報の管理体制の整備に関する規則第7条に反して仮想通貨関係情報を第三者に伝達する行為
- (20) 仮想通貨関係情報の管理体制の整備に関する規則第11条から第13条に規定する禁止行為
- (21) 内部者として登録された利用者から、仮想通貨関係情報の保有の有無を確認せずに仮想通貨の売買等の注文を受け付ける行為、及び仮想通貨関係情報を保有する内部者として登録された利用者から仮想通貨の売買等の注文を受け付ける行為。
- (22) 職務上知り得た秘密を漏らす行為

（不適切行為）

第4条 会員は、その従業員が次の各号に掲げる行為（以下「不適切行為」という。）を行うことのないように指導及び監督しなければならない。

- (1) 仮想通貨の売買等その他の仮想通貨関連取引において、仮想通貨（仮想通貨の指数を含む。以下、本条において同じ。）の銘柄、価格、数量、指値又は成行の区別等利用者の注文内容について確認を行わないまま注文を執行する行為
- (2) 仮想通貨の性質又は取引の条件について、利用者を誤認させるような勧誘を行う行為
- (3) 仮想通貨の売買等その他の仮想通貨関連取引の対価の額の騰貴若しくは下落又は約定価格若しくは表示価格の上昇若しくは低下について、利用者を誤認させるような勧誘を行う行為
- (4) 仮想通貨の売買等その他の仮想通貨関連取引に係る利用者の注文の執行において、過失により事務処理を怠る行為

(服務規則の整備)

第5条 会員は、服務規則として、関係法令等及び社内規則を遵守するために必要な従業員等の服務に関する事項を定めなければならない。

- 2 会員は、前項に定める服務規則の内容を従業員等に周知・理解させ、同規則に従って従業員等が業務を遂行するために必要な従業員等への教育・指導に係る体制を整備しなければならない。

(違反者に対する処分)

第6条 会員は、その業務に関し、従業員等（従業員等であった者を含む。以下同じ。）に第3条各号に抵触する行為若しくは従業員等として遵守すべき法令等に違反する行為（以下「不都合行為」という。）又は第4条各号に掲げる不適切行為があったときは、当該従業員等に対し、違反の内容等に応じた適正な処分を行うものとする。

(事故報告)

第7条 会員は、従業員等による不都合行為又は第4条各号に掲げる不適切行為によって、利用者に損失をおよぼしたことが判明したときは、業務上の事故として、直ちに、その内容を協会に報告するものとする。ただし、第4条第1号から第3号に掲げる不適切行為が過失による場合及び第4号に掲げる不適切行為についてはこの限りではない。

- 2 会員は、前項に基づき報告した事故の内容について、新たに報告すべき事項が生じたときは、改めてその事情を協会に報告するものとする。
- 3 会員は、前二項の規定により報告した事故の内容について、協会から説明又は証拠書類等の提出を求められたときは、遅滞なく、これに応ずるものとする。

附則

この規則は、2018年10月24日から施行する。

従業員等のサービスに関する規則に関するガイドライン

(2018年 7月30日 制定)

第1条関係

第1条の文中、「会員」とは第一種会員を指します。また、従業員等による不適切な行為は、仮想通貨の売買等以外にも、会員が利用者に提供するあらゆる取引やサービスにおいて行われる可能性があることから、仮想通貨の売買等以外の仮想通貨関連取引に関しても、例えば、仮想通貨の貸借サービスや仮想通貨のウォレットサービス等、利用者保護を図る必要のある取引については、当該取引によって利用者に生じ得るリスクの内容に応じ、本規則の定めに基づいて従業員等を管理監督する必要があります。

第3条第1項第9号関係

取引を行った後、利用者が反社会的勢力の関係者と判明した場合であって、当該利用者との取引関係を解消するために行う清算等の取引については、本号に抵触しないものとします。

第4条第1号関係

従業員に対して注文の受付を電話や対面で行わせる場合には、利用者の注文内容を復唱して利用者に確認を求めるなどの対応を行うよう指導・教育することが必要です。

第4条第2号、第3号関係

例えば、従業員等がセミナー等を通じて利用者を勧誘する場合においても、誤認勧誘が行われぬように、会員は従業員を教育・指導しなければなりません。なお、アフィリエイトが会員のために業として利用者の勧誘を行う場合であって、当該アフィリエイトによって利用者の誤認勧誘が行われた場合には、アフィリエイトに対する会員の監督責任が問われることがあることに留意する必要があります。

附則

このガイドラインは、2018年10月24日から施行します。